

NO.280

精神障害者の家族の会の機関誌

2024年9月22日発行

KSKR

## だいかれん

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

旧優生保護法―最高裁大法廷違憲判決に接して  
～共生社会への歩みを進めよう～

会長 大野 素子

旧優生保護法は 実は「旧」とされてはいますが、今日精神障害を抱える当事者家族にとっては社会が「私宅監置」を否定しても「障害があるから遠慮しなくては」「社会に甘えるわけにいかない」「人には言えない」といった思いで今もなおわたしたちの奥底にある気持ちと暮らしぶりを縛り続け、ひっそり暮らすことを余儀なくされていること、精神障害者が偏見を恐れて、強制不妊手術への国家賠償に名乗り出ることすらできず、自ら権利を捨てていることは「優生思想」が亡霊のように生き続けていることに他なりません。

社会が「障害を持っても当たり前のように生きていく」ことを掲げながら、精神障害が5大疾病に仲間入りをしても総合病院での受け入れ拒否、地域支援の不足が一向に解消されない、日本が入院中心主義で世界一病床数が多く、約32万床とされ対人口比が世界一のまま院内虐待事件が後を絶たないことなど「精神障害は余計者」であることをひそかに隠し持った施策であると言えます。

旧優生保護法の成立経過を含め、この最高裁判決の意味することについて辻川圭乃弁護士にご寄稿いただきましたが(次ページ掲載)、文中に示されるように旧優生保護法の条文に記載される病名や文言がいかに偏見と差別に満ちたものであるか、障害者が社会からいかに疎まれていたか、大変衝撃的でした。

この度の最高裁判決は、障害者の人としての尊厳を明快に示してくれて、障害者施策改革を国家戦略として位置付けていくべきであることを教えてくれました。私たちも、これを機に「障害は社会で支える」こと「共生社会の実現」を訴えていく大きな転換点として進んでいきたいと思ひます。

## —9月6日付 大阪府知事宛て「優生保護法問題の全面解決に向けた要求書」(原文割愛) 提出—

大阪障害フォーラム(大家連加入)・旧優生保護法被害大阪弁護団・おおさか旧優生保護法を問うネットワークは、大阪府は優生手術が全国で3番目に多く行われており、まだ名乗り出ることができていない被害者の調査と相談支援、知事の謝罪などを求めている。

## — 目 次 —

|                                            |    |                                                             |    |
|--------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------|----|
| ◆ 旧優生保護法―最高裁大法廷違憲判決に接して<br>～共生社会への歩みを進めよう～ | 1P | ◆ 6月29日放映のETV特集<br>「死亡退院 さらなる闇」に接して<br>家族とみんなねっと―意見交換会のお知らせ | 5P |
| ◆ 優生保護法の最高裁大法廷判決が意味するもの                    | 2P | ◆ 家族の思い                                                     | 6P |
| ◆ 精神保健福祉講座①②報告                             | 3P | ◆ 精神保健福祉士のミニ知識                                              | 7P |
| ◆ 「みんなねっと」はこんな活動をしています                     | 4P | ◆ 賛助会費・寄附報告 編集後記                                            | 8P |

## 優生保護法の最高裁大法廷判決が意味するもの

弁護士 辻川 圭乃

2024年7月3日、最高裁判所大法廷は、「旧優生保護法の立法目的は当時の社会状況を考えても正当とはいえない。生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めるもので個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法13条に違反する」、また「特定の障害のある人たちを不妊手術の対象者と定め、それ以外のひとと区別することは、不当な差別的取り扱いにあたり、憲法14条に違反する」と認め、「国は長期間にわたり特定の障害がある人たちを差別して重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘した。そして、「この裁判で、請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し容認できない」として、国に賠償を命じる判決が確定した。加えて、補足意見では、訴訟を起こした被害者だけでなく、すべての被害者に対しできる限り速やかに適切な損害賠償が行われるよう、国に対し必要な措置を講ずることを促した。

優生保護法は、1948年、終戦直後の人口爆発と食糧難を背景に、主に優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的に制定された。妊娠・出産を個人に任せておくと、知識人は出生を押さえる傾向があるが、そうでない人は無計画に子どもを増やすので、優良な日本人の割合が減ってしまう、「逆淘汰」と言われる現象が起きることが懸念されたことから、遺伝性疾患によって不良な子孫を残す恐れのある者に強制的に不妊手術を行い、不良な子孫の出生を妨げようとしたものである。

そして、不良な子孫を残す恐れがあるとして強制不妊手術（断種）の対象となったのは、①遺伝性精神病、②遺伝性精神薄弱（今でいう知的障害）、③顕著な遺伝性精神病質、④顕著な遺伝性身体疾患、⑤強度な遺伝性奇型の疾患がある者であった。①には、精神分裂病（現在の統合失調症）、そううつ病（現在の双極性障害）、てんかんが、③には、顕著な性欲異常、顕著な犯罪傾向、④には、網膜色素変性、全色盲（現在の色覚異常）や遺伝性の難聴又はろうなどの疾患名が列挙されていた。

もとより、精神障害や知的障害は遺伝性のものではなく、顕著な性欲異常や犯罪傾向などといった疾患も存在しないことは、法制定当時GHQからも指摘されていたが、本法は全会一致で成立し、1996年まで存続した。

1951年には、遺伝性でない精神病及び精神薄弱が、強制不妊手術の対象に加えられた。このことから、優生保護法が、特にこの二つの障害を狙い撃ちにして、子孫を残させないようにした法律であったことは明らかである。

優生保護法がもたらした被害は、それに止まらない。

優生保護法は、手術をされた者らを社会から分断したばかりでなく、同法に基づく優生施策によって、「不幸な子どもを産ませないようにしないといけない」、「精神疾患のある者とは結婚して子どもを作ってはいけない」、「知的障害のある者には子どもを育てられない」といった社会的な差別と偏見を助長し、社会に根付かせていったのである。

また、精神科病院や障害者入所施設では、男女が同じ場所で寝泊まりすることから、強制的に不妊手術が行われることが多かった。そのため、精神障害のある者の被害が最も多いと考えられるが、今回の裁判での原告には含まれていない。それは、自ら優生手術をされたことに気づかなかつたり、今なお強固な差別と偏見の中にあつて、被害者と名乗りを上げることが困難な状況にある者が多いためと思われる。

今回の最高裁判決を受けて、国もようやく補償法の制定など全面的な解決にむけて動き出した。今後も、すべての被害者にすべからず補償が届くように、そして、優生思想を払しょくし差別や偏見のない世の中をつくるよう、国に対して強く求めていきたい。



以上

## 精神保健福祉講座①②報告

### 精神保健福祉講座①

#### 「地域支援に繋がらない当事者」をどう理解するか？

##### 《参加者の感想》

- ・「引きこもり」の人たちの気持ちや望みを知ることができた。保護する、される関係でなく対等に理解することが大事。今まで知らなかった面の話が沢山聞けてよかった。私は85歳の母親ですが、精神的自立はお互いに必要なことで娘の将来、私の近い将来を考えながら希望をもって暮らしてゆくためにお互いを理解して付きあってゆくつもりです。
- ・半年入院してこれから退院する本人にとってグループホームがいいのか家庭に帰るか考えているところなので今日の講演を聞いてよかったです。本人の希望に耳を傾けて決めていきたいと思いました。
- ・支援にはめようとするから苦しいのだとスッキリわかりました。こころの声を受け止めようと思います。
- ・とても濃い内容のお話で精神障害者の今の地域支援の実状と三田先生のそれらへの関わり方がとてもよくわかりました。具体的な例が多く聞けたのも当事者の気持ちが聞けたのも今後の我が家の娘とのかかわりに活かしていきたいと思いました。パワーもチャージできました。地域に移行するその人らしい人生を取り戻し楽しく生きていくことに重きをおくことを改めて大切だと思わされる機会になりました。又、次もどこかで三田先生のお話を聞きたいです。
- ・我々支援者側が「支援困難な障がい者」というレッテルをはりつけていることがあると思いました。当事者の問題だけでなく支援者として何ができているか自分の言動を振り返りたい。先生がおっしゃっていた「地球で生活するにはこうあるべき」と勝手な周囲の見方が本人を苦しめていることもあるという言葉が印象的でした。「べき」「はず」という押し付けの支援はおこなわないよう心掛けていきたいです。

6月29日(土)

エル・おおさか視聴覚室とZOOM配信

参加者：合計68名(会場32名・ZOOM36名)

講師：三田 優子氏(大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授)

### 精神保健福祉講座②

#### 家族だからできるピアサポート相談（電話相談員研修をかねる）

##### 《参加者の感想》

- ・統合失調症の娘と参加したが静かに話を聞いていたのにはびっくりした。60代の母親の相談も読み上げてどこか居場所があればなと客観的にみれていたの娘の思っていることがわかりよかった。
- ・とてもわかりやすく、また深いお話をいただきました。家族ならではのピアの立場でないとできない電話相談がある、そのことの意義を改めて学びました。ありがとうございました。
- ・電話相談員してます。それでも時々迷ったり悩んだりあります。今日の講座で原点を大切にすることができました。ありがとうございました。
- ・「相手の言いたいこと」を聞く～傾聴で一番大切なものをしっかり教えていただきました。相談員は相談者と対等な立場で傾聴する…頭でわかっていてもなかなか実践できないと反省しました。
- ・家族会を進めていく上でこれでいいのかと悩み落ち込むことが多いですが、今日の横山先生のお話を聴かせていただいてほっとしています。お話は家族学習会のセミナーなどで勉強したことがピタリ重なり、これでいいんだと納得できました。これからの家族会活動のエネルギーになりました。

7月21日(土)

エル・おおさか視聴覚室とZOOM配信

参加者：合計47名(会場22名・ZOOM25名)

講師：横山 恵子氏(横浜創英大学看護学部教授)

# 「みんなねっと」はこんな活動をしています

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）は、2006年11月に新しく設立し、今年で17年目を迎えます。（設立背景には、家族会の全国組織であった全家連の不祥事があります。全家連は2007年4月に破産・解散に至っています）

全国団体というと大きな組織をイメージするかもしれませんが、職員数は事務局長が1名と職員3名の合計4名です。事務所は都内の住宅街の一角にあり、少しアクセスのしにくさが難点ではあるものの、都会の喧騒から離れた静かな場所に位置しています。

主な活動の柱は以下の通りです。



## ①国や公共団体へ精神医療保健福祉に関する政策提言のための役割の受任

2022年に発表した「みんなねっと提言」の実現に向け、内閣府や厚労省、国交省といった関係省庁をはじめ、各政党に設置されている会議体や関係機関・団体の委員会等に参画しています。現在24の会議体に理事長をはじめ、副理事長や事務局長等が参画しています。一家族の立場で専門家や有識者の方々と肩を並べて議論することは非常にハードですが仲間である全国の家族の声を届けるべく、尽力しています。

## ②「月刊みんなねっと」の発行

皆さんご存じと思いますが、月刊誌を毎月発行しています。医療や福祉制度、家族の体験談や全国の家族会の取り組みなど、さまざまなテーマで誌面づくりをしています。今後、取り上げてほしいテーマなどがありましたら、ぜひご意見をお寄せ下さい。「月刊みんなねっと」はちょっとした合間に読んでいただけるよう、バッグにしのばせ持ち運べるサイズですし、コーナーも比較的読み切れるページ数で構成しています。難しい内容をわかりやすくお伝えしていますので、多くの皆さまに読んでいただけたらと思います。「本だとかさばるわ!」という方はインターネットでも読むことができますので、事務局までお問い合わせください。

## ③ピアサポート事業

各県連を訪問する「県連訪問」今年度の県連訪問では、大家連さんに10月22日に小幡事務局長がお伺いします。忌憚のないご意見をお待ちしています！

また、家族による家族学習会の開催や家族相談員3名による電話相談を行っています。電話相談は年間約300件の相談が寄せられ、新規の相談が約6割です。

## ④調査研究事業

精神障害者と家族の生活状況を明らかにすることでニーズを把握し、現行の施策の課題や必要な制度の実現に向けた提言を行います。平成21年度に「みんなねっと7つの提言」を発表しましたが、この提言実現の可否を振り返りながら新たに必要な政策提言を行っていきたいと考えています。また、各県連が保管している会報等を収集し、資料の保存を進めています。これらの資料はこれまでの家族会の歩みや精神医療保健福祉の変遷などに関する歴史的価値のある知的財産であるといえます。後世に遺し伝えていきたいと考えています。

## ⑤研修事業

全国大会や各ブロック研修会、みんなねっとフォーラムの開催を行い、精神疾患や障害、家族支援への理解促進のための普及啓発活動を行っています。

その他まださまざまな活動がありますが、大まかには以上です。今後もみんなねっとは家族会にとって身近な存在となるよう、顔の見える関係を構築していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

## 6月29日放映のETV特集「死亡退院 さらなる闇」に接して ～ 9月1日 滝山病院院長、理事長辞任の急報～

会長 大野 素子

6月29日放映上記ETV特集では、3月2日放映の「ルポ死亡退院～精神科医療闇の実態」から3か月余りが経過しても滝山病院にほとんど改善が見られず、事態が膠着状態であることがわかりました。このことを見過ごすことは家族会として、滝山病院入院者のみならず、全国の精神障害者の人格と生命を蹂躪（じゅうりん）するものであることとして、7月8日近畿ブロック家族会代表者会議において、早急な態度表明を要望する文書をみんなねっと 岡田久実子理事長あてに「みんなねっと態度表明のご提案」として4項目の問題点をとりまとめ提出いたしました。

そのような経過の中で東京都の姿勢と滝山病院の動きに注目してきましたが、9月2日に突然一斉に滝山病院院長、理事長辞任が報道されました。詳細はWEBでも確認できますが、滝山病院ホームページに掲載されています。

みんなねっとはかねてから近畿ブロックからの要請も踏まえ、理事会では東京都との話し合いを準備していると聞いており、その動向に期待してきました。9月2日報道で滝山病院院長ら辞任の報と同時にみんなねっとが東京都と意見交換の場を持ったことを確認しました。その場で、当面この1、2か月滝山病院の改革状況を見守ったうえで、再度東京都とみんなねっとの意見交換の場を持つ約束を取り交わしたとのことでした。

入院者が理不尽な処遇を受けたときまたスタッフが院内の異常さを通報できる仕組みづくりが機能するかに注目したいものです。

院長 理事長辞任と交代が今後抜本的な滝山病院改革となってゆくか、私たちはみんなねっとの今後の東京都との意見交換に期待してゆきたいと思います。



### 家族とみんなねっとー意見交換会のお知らせ

～“みんなねっと事務局長来阪” ぶっちゃけ ほんねトークで語り合おう！～

- ◆テーマ 日頃の悩み事・わからないことなんでも話そう、聞いてみよう。
- ◆対象 家族会からどなたでもご参加ください。いろいろな立場の方、遠慮なくご参加ください。
- ◆日時 2024年10月22日（火）午後1時30分より4時
- ◆場所 アネックスパル法円坂 3階1号室 Zoom併用（オンライン参加も可）
- ◆参加申し込み締め切り 10月14日（月）

お名前 連絡先 家族会名 の三点明記で FAX 06-6945-6135  
Zoom参加ご希望の方はメールアドレス明記で info@daikaren.org へ

## \*\*\* 家族の思い \*\*\*

藤本 幸子

この絵は娘（31歳無職 統合失調症 手帳1級取得）の絵です。娘の病は小さい頃から始まっていたようですが、親の自分達は気づいていませんでした。高校生の時が初診です。

夫が亡くなり、現在私はその娘と二人暮らしです。

絵が好きで得意な娘は普段調子が良い時は、このように「人がうなるほどの」絵を描いています。そして、最近始めた「一人暮らしの練習」もほとんど支障なくできます。（自炊、ゴミ出しなど）また、薬もきちんと飲んでいきます。調子が怪しい時は自分から訪問看護師さんや心を許せる一人の友達に相談しています。日常的に支援してくださり感謝しています。他にも生活支援センターの方や家族会（くすの木会）の方々にも何かと支援を受けています。

しかし、娘の場合、病気が邪魔をして長期間この調子を維持することができません。週5日間は不調で寝ていたり、気持ちが沈んでいたりし

ます。人との関わりもあまりできなくなります。ずっとひとり家にいて、悪い妄想や突然襲う過去の辛い思い出に苦しめられています。一人暮らしの練習も初めはよく動けても後は寝ていたり、体調を崩したりとなかなかうまくいきません。焦るつもりはないのですが、彼女の気持ちが楽になる「居場所」や「自由な時間」ができてほしいと願っています。

少し前までは私は、娘を「何もできないので、すべてを支援しなければならない子」として対応していました。しかし自分の入院がきっかけで、この生活がいかに間違っていたか思い知りました。一方で娘は「一人暮らし」をすでに考えていました。遅いのは私自身の意識でした。

また病気の原因は親の育て方ではないということも知っていました。しかし日常の何気ない私の一言や対応がいかに娘を追い込み傷つけているかにはあまり気づいていませんでした。（勇み足の「アドバイス」、彼女の気持ちに共感せず「評価」する感想など）今もそれが私の課題です。娘の気持ちに共感し伴走できる親でありたいと思っています。





## 障害者差別解消法について

大阪精神保健福祉士協会 萩原 敦子

### 精神障害者への差別とは？

皆さんは、「精神障害ゆえに不当な差別を受けた」あるいは、「精神障害について理解されていない。分かってもらえない」と感じられることがありますか。「そんなの、いつもよ！」と感じられる方へのお願いです。障害福祉サービスについて規定している障害者総合支援法が3障害（＋難病）同一の制度となり、精神障害の特性に配慮した運用になっていないし、そもそも支援者が精神障害の理解が乏しいというご家族のご意見を耳にしつつ、今回は**障害者差別解消法**について見ていきます。

「障害者差別をなくしていくために」と書くと「そんな簡単なもんじゃないよ！萩原さん」と言われるでしょう。精神障害についての理解不足や根深い偏見を意識しながら法律の現状を紹介します。

### 国連の権利条約に規定

平成18（2006）年に、国連で「**障害者の権利に関する条約**」（以下**障害者権利条約**と言います）が採択され、平成20（2008）年に発効しました。障害者権利条約は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について、適切な対応を求めており、日本においては、平成23年（2011）年の**障害者基本法**の改正の際に、この基本原則に沿う形で差別の禁止を規定しています。

### 障害者差別解消法について

障害者基本法に規定された**差別の禁止**を具体化するために平成28（2016）年に**障害者差別解消法**が施行されました。そして、令和6年4月に法改正が施行されました。正式な名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。

障害者差別解消法では、障害のある人への「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」をおこなうこととしています。

### 合理的配慮とは？

合理的配慮？そういえば、法改正で合理的配慮が事業者にも義務付けられたとか。合理的配慮という聞き慣れない言葉が示す内容は、一体何でしょうか。この法律では、障害者が社会生活を送る際に、制限を受けることは、障害当事者ではなく、社会の障壁に問題があると見なします。これを「**社会モデル**」と言います。障害者ゆえの生活のしづらさについて、障害者が申し出て、それについて事業者が、対応を求められた場合に、対応に努めることを合理的配慮と言います。当然ながら障害があるということだけを理由に、お店の入店や契約行為、サービス提供を拒むことは、障害者差別にあたります。

合理的配慮が事業所に義務付けられた場合、聴覚障害者が、コンサートに行くにあたって、手話通訳者の配置を希望した場合に、コンサートの運営業者は、手話通訳を付けなければならないのか、あるいは、自治体に申し込んで、手話通訳者を派遣してもらうのかといった議論がありました。実際は、自治体としては、自治体でおこなっている事業だけで手一杯、コンサートの運営業者もどの程度応じるかは、分かりません。

負担が重すぎない範囲で対応に努めることが**合理的配慮**です。なのでケースバイケースなんだそうです。

### 具体的な仕組み

まず、障害当事者・家族・支援者が要望を伝え、その実現が可能かどうかを事業所が検討し、可能かどうかや代替の方法はあるのかなどについて、当事者や家族と話し合い、説明する必要があります。また、障害者がなかなか言い出せないこともあるため、特別な配慮が必要か事業所側から確認することも求められています。事業者とは、会社やお店だけでなく、いろいろな団体、ボランティアグループなども入ります。

### これって、障害者差別と感じた場合は

精神障害があるという理由だけで、不動産業者が賃貸物件を紹介しないことは、不当な障害者差別に  
(次ページに続く)

あたります。身近で「これって、精神障害というだけで、イヤな扱いをされている」と感じた場合は、まず、その事業者伝えてみましょう。難しいかなと感じた場合は、最寄りの市町村担当部署に連絡してみましょう。事業者が合理的配慮について知らない場合は、この法律の趣旨を自治体が説明します。また、大阪府には、各市町村と連携して事業者と話し合う広域相談員も配置されています。**精神障害に対する差別ではないか**と感じられた場合、諦めることなく、担当窓口にご相談しましょう。これが、冒頭のお願いにあたります。相談は匿名でも可能です。簡単ではありませんが、障害者の置かれた状況を伝えていく地道な行為が、差別解消への一歩になると願っています。

## 2024年度の賛助会費・寄附報告

年会費をいただきました。ありがとうございました。

賛助会費 (1口3千円/年)として

8人分 8口

### (寄附)

大家連へのご支援、大変ありがとうございました。

| 氏 名      | 地 域     | 寄 附     |
|----------|---------|---------|
| 井上恵子     | 東 淀 川 区 | 5,000   |
| 右城 望・布佐子 | 福 島 区   | 6,000   |
| 山本幸弘     | 住 吉 区   | 27,000  |
| 山本幸弘     | 住 吉 区   | 50,000  |
| 阿草良子     | 豊 中 市   | 5,000   |
| 蔭山正子     | 東 京 都   | 10,000  |
| 古澤 馨     | 八 尾 市   | 10,000  |
| (匿名)     | 吹 田 市   | 100,000 |
| 水本由美子    | 奈 良 県   | 1,500   |
| 東香里病院    | 枚 方 市   | 10,000  |
| 新阿武山病院   | 高 槻 市   | 30,000  |
| 山田浩雅     | 名 古 屋 市 | 2,000   |
| 野崎京子     | 豊 中 市   | 5,000   |

(2024年6月20日～2024年8月30日)

|                |         |         |
|----------------|---------|---------|
| 高クリニック         | 天 王 寺 区 | 5,000   |
| 児島鹿衛           | 枚 方 市   | 100,000 |
| 青山洋 青空精神科・診療内科 | 阿 倍 野 区 | 3,000   |
| 寺倉愛子           | 豊 中 市   | 3,000   |
| 京谷京子           | 西 区     | 10,000  |
| 東 泰敬           | 泉 佐 野 市 | 2,000   |
| 青葉丘病院          | 大阪狭山市   | 30,000  |
| 藍野花園病院         | 茨 木 市   | 30,000  |
| 久米田病院          | 岸 和 田 市 | 30,000  |
| (匿名)           | 三 島 郡   | 2,000   |
| (匿名)           | 四 条 畷 市 | 10,000  |
| 西ひかり家族会        | 西 区     | 40,000  |

## 編集後記

▲8月の末、コメが店頭から消えた。吉村大阪府知事が農水省に備蓄米の放出陳情をしたとの報道があった。大臣は「端境期にある。近く新米も出るし、品薄もそのうち解消する。放出は市場価格の混乱を招くので慎重に」とのようであった。▲庶民の感覚とズレた回答に唖然とする。店頭の棚がカラの状態を「品薄」で逃れる政府である。その昔、主婦連が「米よこせ」デモをした記憶が戻ってきた初秋である。

(編集委員 奥村 昭)

## ひとりで悩んでいませんか？

心の病の患者さんを抱えている家族の方  
ひとりで悩んでいないで…  
あなたはもう  
ひとりぼっちではありません！  
同じ家族の立場で  
電話相談員があなたの悩みを  
お聞きします。



### 大家連 電話相談室

☎06-6941-5881

電話相談日 (月・水～金) 11:00～15:00

(祝日・お盆・年末年始は休みます)  
(コロナ発生状況により変更あり)

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会  
会長 大野 素子

連絡先 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35  
アネックスパル法円坂 (A棟4階)

Te l 06-6941-5797

Fax 06-6945-6135

ホームページ daikaren.org

だいかれん で検索もできます

振込先 郵便振替 00970-4-72221

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会  
定 価 1部100円(大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階



2024年度の共同募金配分金54.1万円が決定しましたのでお知らせします。

赤い羽根共同募金の寄付による配分金でだいかれん誌の発行が成り立っています。

寄付下さった皆さまに心よりのお礼申し上げます。

又、会員の皆さまには赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします。